

令和7年度みなべ町障がい者優先調達推進方針

1 策定趣旨

本方針は、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）」が施行されたことにともない、町が行う物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達について、障害者優先調達推進法第9条に基づき令和7年度みなべ町障がい者優先調達推進方針を策定し、本町における障がい者優先調達の一層の推進を図る。

2 適用範囲

本方針は、本町のすべての行政組織（以下「適用部署」という。）が発注可能な物品等に適用する。

3 方針の管理及び運営

この方針の策定、管理及び運営は、住民福祉課において行う。

4 調達の対象となる障がい者就労施設等

本方針による調達の対象となる障がい者就労施設等は次のとおりとする。

- (1) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）に基づく事業所等

ア 就労継続支援事業所（A型、B型）

イ 就労移行支援事業所

ウ 生活介護事業所

エ 障がい者支援施設（生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行うものに限る）

オ 地域活動支援センター

- (2) 障害者基本法に基づく助成を受けている小規模作業所

- (3) 障害者優先調達推進法の政令に基づく事業所

ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく子会社の事業所（特例子会社）

イ 重度障がい者多数雇用事業所（①～③の全てを満たすもの）

① 障がい者の雇用者数が5人以上

② 障がい者の割合が従業員の20%以上

③ 雇用障がい者に占める重度身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の割合が30%以上

(4) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障がい者及び就業支援団体

ア 自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障がい者（在宅就業障がい者）

イ 在宅就業障がい者に対する援助の業務等を行う団体（在宅就業支援団体）

5 調達する物品等

特に分野を限定することなく障がい者就労施設等が受注することが可能なものの。

6 物品等の調達目標

令和7年度の調達目標は、前年度の調達実績を上回るように努める。

実績 令和6年度 2,618千円

7 基本的な考え方

(1) 予算の適正な執行に留意しつつ、調達の推進に配慮するよう努めるものとする。

(2) 物品等の調達に当たっては、西牟婁圏域自立支援協議会の共同受注窓口を通して圏域内事業所等に優先的に発注するものとする。ただし、町内事業所において調達可能な物品等については、直接町内事業所に発注できるものとする。

(3) 随意契約による調達

障がい者就労施設等からの物品等の調達に際しては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定による随意契約を積極的に活用すること。

8 推進体制

(1) 調達の方法

適用部署が調達を円滑に進めることができるよう、住民福祉課は西牟婁圏域自立支援協議会がまとめた障がい者就労施設等の提供可能な物品等の情報及びその他の障がい者就労施設等の物品等の情報を適用部署に提供する。

(2) 調達方針及び調達実績の取りまとめ及び公表

調達推進方針を作成したとき及び障がい者就労施設等からの物品等の調達実績の概要については、毎年度終了後、町のホームページに掲載し、公表する。

9 その他

本方針に定めるもののほか必要な事項は、別に定めるものとする。